

えびの市
重層的支援体制整備事業実施計画
(令和7年度)



目次

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

2 重層的支援体制整備事業に関する基本方針・・・・・・・・ P 4

- (1) 背景及びこれまでの取組み・・・・・・・・ P 5
- (2) 計画の目的・・・・・・・・ P 5
- (3) 計画の基本方針・・・・・・・・ P 6
- (4) 計画の位置づけ及び期間・・・・・・・・ P 7

3 重層的支援体制整備事業の実施体制・・・・・・・・ P 8

- (1) 事業の概要・・・・・・・・ P 8
- (2) 包括的相談支援事業・・・・・・・・ P 10
- (3) 多機関協働事業・・・・・・・・ P 12
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・・・・・・・・ P 12
- (5) 参加支援事業・・・・・・・・ P 13
- (6) 地域づくり事業・・・・・・・・ P 13

4 支援会議、重層的支援会議及び代表者会議の役割・・・・ P 16

- (1) 支援会議・・・・・・・・ P 16
- (2) 重層的支援会議・・・・・・・・ P 16
- (3) 代表者会議・・・・・・・・ P 17

5 関係機関との一体的な連携・・・・・・・・ P 18

- (1) えびの市社会福祉協議会との一体的な連携・・・・ P 18
- (2) その他の関係機関との一体的な連携・・・・ P 19

6 重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価・・・・ P 20

- (1) 計画の推進体制・・・・・・・・ P 20
- (2) 評価サイクル・・・・・・・・ P 20

【参考】 えびの市重層的支援体制整備事業 概要図・・・・ P 21

1 はじめに

我が国において少子高齢化が進む中、本市においても人口減少に歯止めがかからず、令和5年に公表された国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口において、2020年（令和2年）の本市人口を100とした場合の2050年（令和32年）の人口は50.3と推計されています。

また、新興感染症の拡大に伴う生活様式の変化や物価高騰による困窮など、地域のつながりの希薄化と相まって、周囲に相談ができないまま課題が複雑化・複合化するケースの増加が懸念されます。

これまでも生活困窮、精神保健、虐待、介護、障がい、子育てなどの問題に対して、既存の相談機関による解決が図られてきており、これらは今後においても必要な支援ですが、例えば8050問題の50代の子について、経済的課題のみならず社会とのつながりが求められるなど、従来の制度・分野ごとの対応だけでは課題を抱える方の全体像を把握することができない現状があります。

さらに、課題を抱えた方からの相談を待つ「課題解決型」だけでなく、必要な支援を届ける体制づくりや身近に相談できる地域づくりを通じて課題が複雑化することを防ぐなど、「支援者の支援」も併せて考えなければなりません。

これらの課題にどのように向き合うべきか、縦割りの相談支援体制をどのように変えていくのか、また相談者とどのようなつながりを創っていくべきかについて、既存の相談支援体制における連携のあり方を包括的な体制へ見直すことが求められています。これまでの相談支援を生かしながら、既存制度の狭間（はざま）にある方に対して、「人と人」「人と資源」をつなぎ、地域資源を生かした新たな支援や、相談者の状況に応じた伴走型の支援、必要な支援が届いていない方への積極的な支援体制を構築することにより、いわゆる「川上」における課題発生が「川下」で複雑化・複合化することを防ぐことが期待できます。

このような状況を踏まえ、えびの市がワンチームとなって「誰も取り残さないえびの市」を目指すため、本市は令和7年度より重層的支援体制整備事業を本格運用します。本実施計画は、本市が重層的支援体制整備事業に取り組むに当たり、社会福祉法の規定に基づき、本事業を適切かつ効果的に実施するために策定するものです。

本市の実情に応じた重層的支援体制整備事業を通じて、今後も多様な人と資源が活躍できるような地域共生社会の実現を目指していきます。

2 重層的支援体制整備事業に関する基本方針

(1) 背景及びこれまでの取組み

- 本市の人口は、昭和45年の市制施行当時に28,972人でしたが、平成27年国勢調査において2万人を割り込んで以降は減少が続いており、令和2年国勢調査公表値で17,638人となっています。

また、この間に拡大した新型コロナウイルス感染症により、これまで当たり前に行われてきた行事やイベントが中止となるなど、人と人との交流が制限される事態となりました。

人口減少や新型コロナウイルス感染症に加え、近年の生活スタイルの変化や核家族化の進行により、いわゆる8050問題、交通弱者・買い物弱者の増加や生活困窮など、課題の複雑化・複合化を伴って人々のあらゆる場面に影響を与えています。

私達をとりまくこのような環境に対する課題である「周囲に悩みを相談できる人がいない」「複雑化・複合化した課題を抱えた人に対して、課題の全体像を把握する人がいない」「支援が必要な人に支援が届いていない」「地域の担い手がいらない」などの声に対して、公的扶助や行政だけの問題として捉えることなく地域全体の課題として向き合い、これまで以上に人・属性・世代を超えた地域社会づくりが求められています。

- 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現は本市だけの課題ではなく、我が国全体で考えなければならない課題です。このため、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指す具体的手段として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

- 本市においては、令和3年度からの重点施策の一つとして「誰も取り残さない重層的支援組織の構築」を掲げ、体制構築のための具体的なロードマップや庁内検討を重ねてきました。

こうした経緯を経て、「令和5年度及び令和6年度の2か年において、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組むこと」「令和7年度より重層的支援体制整備事業を本格実施すること」が決定しました。

- 重層的支援体制整備事業の移行準備期間においては、えびの市社会福祉協議会へ事業を委託するとともに、「重層的支援体制整備事業移行準備実施計画」を策定し、本格実施に向けた取組みに着手しました。

社会福祉協議会と2週間ごとの打ち合わせを行いながら、庁内外関係機関に対する事業の周知や意見交換、そして相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を重視した担当者会議の実施や模擬支援会議を開催するとともに、複雑化・複合化した課題を抱える当人やその家族に係る支援会議を実施し、実務を交えながら本市の実情に応じた体制づくりを進めてきました。

- 令和6年度においても、引き続き関係機関との連携を構築する取組みを進めるとともに、庁内外の関係機関職員を対象とした研修会の開催、本格実施に伴う事業の精査や既存事業と新たな機能の整理、また交付金の考え方などの具体的な協議を行うなど、移行準備事業における取組みや社会福祉協議会との連携を深めることにより、本市における重層的支援体制整備事業の準備を整えてきました。

(2) 計画の目的

- 重層的支援体制整備事業は、支援が必要な人が抱える課題の内容に応じて様々な関係機関や地域の関係者の参画が求められます。

また、参加支援、地域づくり、アウトリーチを通じた継続的な支援など、多様な取組みを通じて、地域の実情に応じた「地域共生社会」の実現を図るものであることから、事業の指針となる計画の策定が必要となります。

- このため、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他の必要な事項を定めた「えびの市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

- 本実施計画は、本市における包括的な支援体制の具体的な形を示すものであり、関係機関や地域の関係者の合意に基づく内容として位置付けられるものです。

事業の本格実施後も、各種施策や時代に沿った内容とするよう見直しを図りながら、本市の包括的な支援体制づくりに生かしていきます。

(3) 計画の基本方針

重層的支援体制整備事業に取り組むに当たっては、社会福祉法施行規則第34条の10第1号の規定に基づき、各分野や関係機関等に共通する基本的な方針を定めることとされています。

本市における「第4期えびの市地域福祉計画」では「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち～地域共生社会の実現～」を基本理念に掲げています。

また、「第9期えびの市高齢者保健福祉計画」における基本理念は「みんなの「えがお」をつくる“地域共生社会のまちづくり”」であり、さらに令和6年度から令和9年度を計画期間として策定した「えびの市障がい者プラン」における基本理念として「認め合い支え合う、誰もが自分らしく輝く地域共生社会の実現」を目指しており、地域共生社会の推進は本市の地域福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者福祉に共通するテーマとなっています。

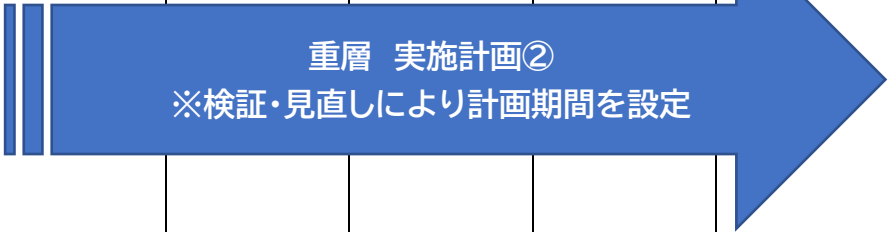
「地域共生社会」を推進するための具体的な手段として重層的支援体制整備事業が位置付けられていることや、本市の重点施策である「誰も取り残さない重層支援組織の構築」に基づき事業の本格実施を目指してきたことから、本市における重層的支援体制整備事業については、次のとおり基本的な方針を定めることとします。

**「地域づくり、人づくり、包括的な支援体制づくりを通じて
誰も取り残さない地域共生社会のえびの市を目指す」**

(4) 計画の位置づけ及び期間

- 本実施計画は、法第106条の5第3項の規定により「地域福祉計画」「介護保険事業計画」「障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」その他の地域福祉の推進に関する事項を定めるものと整合性・調和を図りながら推進していくこととなっています。
- 令和7年度は本市における重層的支援体制整備事業本格実施の初年度であるとともに、本市の地域福祉に関する事項を定めた「第4期えびの市地域福祉計画」及び本市の最上位計画である「第6次えびの市総合計画前期計画」の計画期間の最終年度に当たる年度となっています。
- このため、本実施計画の計画期間は令和7年度（1年間）とし、令和7年度末までに事業初年度における検証作業や次期計画との整合性を図るなどの必要な見直しを行った上で、令和8年度以降の計画期間を定めることとします。

※実施計画策定期間のイメージ

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
重層 実施計画 ①					
第6次 総合計画	第6次えびの市総合計画 後期実施計画 (令和8年度～令和11年度)				次期 総合計画
第4期 地域福祉 計画	第5期 えびの市地域福祉計画 (令和8年度～令和11年度)				次期 地域福祉 計画

3 重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 事業の概要

	社会福祉法	該当する事業・既存事業	事業内容・役割
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業 (法106条の4第2項第1号)	●地域包括支援センター ●基幹相談支援センター ●こども家庭センター ●生活・仕事支援室（生活困窮者自立相談支援事業）	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●既存支援機関のネットワークで対応 ●複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	(新規) 多機関協働事業 (法106条の4第2項第5号)		●重層的支援体制整備事業の柱（全体調整） ●市全体で包括的な相談支援体制を構築 ●支援関係機関の役割分担
	(新規) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法106条の4第2項第4号)	●重層的支援開催・運営 ●各相談機関との調整、助言 ●引きこもりの就労支援、就労体験 ●居場所づくり ●アウトリーチ支援による伴走的支援 これらを一体的に実施 ※社会福祉協議会（委託）	●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
	Ⅱ 参加支援 (新規) 参加支援事業 (法106条の4第2項第2号)		●社会とのつながりを作るための支援 ●利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ●受け入れ・定着支援 ●既存の社会参加支援では対応できない狭間への対応
	Ⅲ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業 (法106条の4第2項第3号)	●地域介護予防活動支援事業 ●生活支援体制整備事業 ●地域活動支援センター事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●生活困窮者支援等のための地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人の支援 ・地域活動支援、活性化

社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援がそれぞれつなぎ合い、誰も取り残さない地域共生社会を目指すものとなっています。

上記概要図における「Ⅰ 相談支援」のうち「包括的相談支援事業」は、既存の「介護・障がい・子育て・困窮」部門による断らない相談支援体制をベースに、複雑化・複合化した課題を抱えたケースであった場合は支援会議や関係機関へとつなぐものです。

「包括的相談支援事業」により、本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止めて関係機関全体で支援を行うとともに、「Ⅱ 参加支援事業」により社会とのつながりや参加を促し、「Ⅲ 地域づくり事業」によってこれまで取り組まれてきた地域の活動・居場所づくりを一つの「地域資源」としてとらえ、人と人や人と地域のつながりを通じたセーフティネットとして、周囲に相談できる環境や交流・活用場を作り出していきます。

課題を抱えた方や家族は、自ら支援機関等に相談に出向くとは限りません。

このため、待っているのではなく、こちらから出向いて課題を掘り起こし、必要に応じて伴走しながら関係性を構築して支援につなげていくための「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、また相談支援機関がお互いに連携を図り、案件に応じた支援機関の関わりや支援プランの作成などの調整を担う「多機関

協働事業」を新たな機能として追加することにより、これらの「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的・効果的に実施していきます。

支援の流れ

① 包括的相談支援事業

属性・世代・相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める。

相談の受け止めは、介護・障がい・子育て・困窮部門を担う既存事業の「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「利用者支援事業（こども家庭センター型）」、「生活・仕事支援室」が柱。

② 多機関協働事業

相談を受けた課題が、それぞれの相談支援機関において単独で解決することが困難な複雑化・複合化した課題である場合、多機関協働事業につなぎ、関係機関との連携による対応を図る。

（支援ニーズ：移行準備事業を踏まえ、未終結を含め年間5件程度）

多機関協働事業者は、支援会議・重層的支援会議により各関係機関の役割や支援の方向性を定めたプランを作成する。

③ 参加支援事業

相談者の状況に応じて、多機関協働事業者は社会へのつながりや就労など、復帰に必要な場へつなぐ。

（支援ニーズ：ピア交流会等の実績により、年間12件程度）

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援を届けるために地域に出向いて課題の掘り起こしを行い、参加支援や地域づくり事業へつなぐ。

（支援ニーズ：既存の相談や実績等により、年間8件程度（伴走含む））

⑤ 地域づくり事業

地域における人や活動のコーディネート、居場所づくりなど、各分野がつながるプラットフォームづくりに取り組む。

なお、令和6年4月1日に施行された「孤独・孤立対策推進法」により、地方公共団体は孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされています。

課題に対する支援に当たっては、孤独・孤立の観点による支援を検討することにより解決が促進される可能性があり、またその目的や機能を踏まえると、重層的支援体制整備事業と切り離すことにより支援やつながりが途切れてしまうことも考えられます。

このため、重層的支援体制整備事業に孤独・孤立対策地域協議会の機能を追加し、その位置付け等について所要の整備を行うよう、必要な検討を進めていきます。

（２）包括的相談支援事業

本市における包括的相談支援事業の実施体制

○地域包括支援センター

分野	高齢
担当窓口	地域包括支援センター（介護保険課）
設置箇所数	１か所
支援対象	６５歳以上の高齢者等
運営形態	直営
実施内容	介護保険法第１１５条の４５第２項第１号から第３号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について（平成１８年６月９日老発第０６０９０１号）」に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
圏域	えびの市内全域

○相談支援事業

分野	障がい
担当窓口	基幹相談支援センター
設置箇所数	１か所（小林市）
支援対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病、発達障がい者やその家族及び障がい児等
運営形態	委託
実施内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項第３号に掲げる事業（「地域生活支援事業等の実施について（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号）」に定める相談支援事業
圏域	えびの市内全域

○利用者支援事業

分野	こども・子育て
担当窓口	こども課
設置箇所数	1 箇所
支援対象	子育て世帯の親・こども、妊産婦
運営形態	直営（こども家庭センター型）
実施内容	子ども・子育て支援法第 5 9 条第 1 号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について（平成 2 7 年 5 月 2 1 日府子本第 8 3 号、2 7 文科初第 2 7 0 号、雇児発 0 5 2 1 第 1 号）」に定める利用者支援事業
圏域	えびの市内全域

○生活困窮者自立支援事業

分野	生活困窮
担当窓口	生活・仕事支援室（福祉課）
設置箇所数	1 箇所
支援対象	生活困窮者又はその家族
運営形態	直営
実施内容	生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成 2 7 年 7 月 2 7 日社援発 0 7 2 7 第 2 号）」に定める生活困窮者自立相談支援事業
圏域	えびの市内全域

（３）多機関協働事業

本市における多機関協働事業の実施体制

分野	介護・障がい・子育て・生活困窮・その他
担当窓口	福祉課
設置箇所数	１か所
支援対象	複雑化・複合化した課題を抱えた人及びその家族で、それぞれの相談機関のみでは対応が困難であり、多機関協働事業により支援プランを作成し、支援の方向性や関係機関の役割分担、その後のフォローアップ等が必要と認められる事案
運営形態	委託（えびの市社会福祉協議会）
実施内容	・複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が課題を解決するために相互の連携により解決のための支援を一体的・計画的に実施（支援ニーズ：未終結を含め年間５件） ・上記の支援に必要な支援会議及び重層的支援会議の開催、支援プランの作成
圏域	えびの市内全域

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本市におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

分野	介護・障がい・子育て・生活困窮・その他（ひきこもり等）
担当窓口	福祉課
設置箇所数	１か所
支援対象	課題を抱えた人及びその家族で、自ら支援を求めることができない事案や必要な支援が届いていない事案
運営形態	委託（えびの市社会福祉協議会）
実施内容	地域社会からの孤立が長期にわたるなど、継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問等により状況を把握し、相談に応じながら関係を構築し、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や、多機関協働事業又は参加支援につなぐなど、継続的にかかわりを持つ
圏域	えびの市内全域

(5) 参加支援事業

本市における参加支援事業の実施体制

分野	介護・障がい・子育て・生活困窮・その他（ひきこもり等）
担当窓口	福祉課
設置箇所数	1 か所
支援対象	ひきこもりなどで既存の支援制度の狭間にある人等
運営形態	委託（えびの市社会福祉協議会）
実施内容	ひきこもりを含む孤独・孤立対策の取組みを行うための地域協議会を設置するとともに、社会とのつながりを創るため、本人やその家族等の課題を把握し、その人に応じた地域資源や支援メニューのマッチングを行う。併せて、既存の地域資源等の活用及び新たな地域資源等の開発により、ニーズに対応した支援メニューを増やす。 ・障がい者ピア交流会 ・わくわくお出かけサロン ・ひきこもり家族会の設立 ・就労支援等のコーディネートなど
圏域	えびの市内全域

(6) 地域づくり事業

本市における地域づくり事業の実施体制

○地域介護予防活動支援事業

分野	介護
担当窓口	地域包括支援センター（介護保険課）
設置箇所数	1 か所
支援対象	65歳以上の高齢者及びその支援者等
運営形態	直営
実施内容	介護保険法第115条の4第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業）
圏域	えびの市内全域

○生活支援体制整備事業

分野	介護
担当窓口	地域包括支援センター（介護保険課）
設置箇所数	1 か所
支援対象	65歳以上の高齢者及びその支援者等
運営形態	直営
実施内容	介護保険法第115条の4第2項第5号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業
圏域	えびの市内全域

○地域活動支援センター事業

分野	障がい
担当窓口	地域活動支援センター
設置箇所数	1 か所
支援対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病、発達障がい者やその家族及び障がい児等
運営形態	補助
実施内容	障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる地域活動支援センター事業（基礎的事業の実施）
圏域	えびの市内全域

○地域子育て支援拠点事業

分野	こども・子育て
担当窓口	地域子育て支援センター
設置箇所数	2 か所
支援対象	乳幼児及びその保護者
運営形態	委託
実施内容	・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
圏域	えびの市内全域

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業

分野	地域づくり
担当窓口	福祉課
設置箇所数	1 箇所
支援対象	全市民
運営形態	委託（えびの市社会福祉協議会）
実施内容	ほっこりサロン事業、自治会単位又は近隣自治会同士の居場所（茶飲ん場）づくり、地域のちょっとした困りごとを地域で解決する仕組みづくり（微助っ人クラブの創設）、みな・ほっと見守り隊など、地域資源の掘り起こしや人と人、人と地域とのつながりに向けた取組みを実施
圏域	えびの市内全域

4 支援会議、重層的支援会議及び代表者会議の役割

(1) 支援会議

- 重層的支援体制整備事業は相談支援、参加支援、地域づくりが一体となって地域共生社会を目指すものであり、特に複雑化・複合化した課題を抱える方に対する支援については、相談内容に応じて多様な支援機関のかかわりや支援が必要となります。
- そのため、相談を受け止めた相談支援機関と各関係機関において、情報の共有、支援の方向性や解決に向けた役割の確認を行う場が必要となります。
本市の重層的支援体制整備事業においては、複雑化・複合化した課題を抱えた方に対する支援の場として、社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」を設置し、開催に係る調整等は相談支援包括化推進員が担います。
- なお、各関係機関における既存の支援会議等（支援会議、ケース会議、要保護対策地域協議会、地域ケア個別会議、支援室会議など）については、これまでの運用を変えず、既存の支援会議等での対応が難しい事案について、相談支援包括化推進員の調整に基づき支援会議を開催することを想定しています。
- 既存の支援会議等は関係機関ごとに定期・不定期に開催されています。
支援に携わる各相談機関の負担軽減の観点からも、重層的支援体制整備事業に係る支援会議を開催する際は、既存の支援会議等の時間を切り分けた開催の検討に加え、構成員が支援に向けた積極的な発言ができるよう、実務担当者を参集範囲とする等の配慮を行います。

(2) 重層的支援会議

- 支援会議において策定したプランが適切であるか、終結のタイミングをどのように判断するか、地域資源の状況はどのようになっているかなど、定期的・客観的に協議する会議の場を設置することが求められます。
- また、関係機関が集まって複雑化・複合化した課題に対する支援プラン等を協議する場合、情報共有について支援対象者からの同意が得られるケースと

得られないケース（潜在的課題を含む）が想定されます。

- このような場合に対応するため、重層的支援会議においては、個人情報支援関係機関で共有することにより本人の同意を得た案件について取り扱うものとし、本人の同意を得られない場合は、法の規定により守秘義務が課せられた支援会議を開催することにより支援関係機関間の情報共有や情報提供に対応するものとします。

	支援会議	重層的支援会議
機能	・ 関係機関間による事案の情報共有・情報提供 ・ 見守りと支援方針の理解 ・ 緊急性がある事案への対応	・ プランの適切性の協議 ・ 支援機関によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
対象案件	・ 複雑化・複合化した課題 ・ 既存の支援機関のみでは対応が困難な事案（緊急性あり） ※個人情報同意が <u>無い</u> 場合	・ 複雑化・複合化した課題 ・ 既存の支援機関のみでは対応が困難な事案 ※個人情報同意が <u>有る</u> 場合
	気になる事案（潜在的な事案）	支援担当などがある事案等
構成員	多機関協働事業者、福祉課、包括的相談支援事業者を基本とし、案件に応じて庁内関係部署、保健所、ケアマネ、権利擁護推進センター、民生委員・児童委員、主任児童委員等の地域関係者、教育機関その他の支援関係機関等に参加を依頼	
開催頻度	案件に応じて随時開催	案件に応じて随時開催 ※ただし、少なくとも年1回開催

（３）代表者会議

- 支援会議及び重層的支援会議の開催等を通じた複雑化・複合化した課題に対する支援の状況や、地域づくり事業・参加支援事業の実施状況について評価を実施し、計画の見直しに反映させるため、各関係機関の責任者・役職者、地域の関係者等を対象とした代表者会議を開催します。

これは法に定められた会議ではありませんが、事業の趣旨を鑑みて任意に開催するもので、少なくとも年度内1回の開催を基本とします。

5 関係機関との一体的な連携

- 重層的支援体制整備事業は、属性・世代や相談内容にかかわらず受け止める支援や社会参加に向けた支援、そして地域資源を生かした支援が求められています。まったく新しい取組みを始めるものではなく、これまでも個々に取り組んできた既存の事業や支援の「のりしろ」部分をつなぎ合わせるイメージとなります。

本市における多様な分野との連携を通じて、課題を抱えた本人やその家族等のニーズに合った支援や地域における「我が事・丸ごと」のまちづくりがこれまで以上に求められます。

（１）えびの市社会福祉協議会との一体的な連携

- えびの市社会福祉協議会は本市における地域福祉の中心的役割を果たしており、社会福祉法施行規則に基づく「地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人」として、重層的支援体制整備事業への移行準備事業においても市と連携して事業推進を図ってきました。
- また、「第４期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定についても、市と共催する地域福祉推進会議の場等を活用した地域の関係者との話し合いの場を設け、地域が自ら考えた課題や目標を踏まえた内容とするなど、市と社会福祉協議会との連携は不可欠となっています。
- 重層的支援体制整備事業においては、市と社会福祉協議会との連携をこれまで以上に進め、各関係機関や事業者との調整役を果たしながら機能強化を図っていきます。

併せて、令和７年度は第４期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間の終期となっているため、新たに策定を予定している地域福祉計画と重層的支援体制整備事業との整合性を図りながら、地域福祉を推進していきます。

(2) その他の関係機関との一体的な連携

ア 庁内連携

- 重層的支援体制整備事業への移行準備事業期間である令和5年度から令和6年度にかけて、包括的相談支援事業の柱となる介護保険課、こども課、福祉課障がい福祉係及び生活保護係と庁内協議を進めてきました。

協議において、分野を超えた横断的な相談支援体制を構築するにはどうあるべきか、また重層的支援体制整備事業をどのように生かしていくべきかについて意見交換を行うとともに、本格実施に向けた連携体制を進めることを確認しました。

- 重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、介護保険課、こども課、福祉課が所管する分野別の支援会議・ケース会議等をファーストステップとして想定しつつ、そこでは解決が難しい案件については情報共有を図りながら多機関協働事業へつなげていくこととし、連携体制を強化していきます。

- 生活・仕事支援室や精神保健を管轄する部署など、これまでも複雑化・複合化した課題を抱えた事案を扱うことが想定される庁内支援機関についても、包括的相談支援体制を構築する中で事業の周知や意見交換を行っています。

8050問題、アルコール依存症、ひきこもり、自殺など、多様化する課題に対応するためにも、介護・障がい・子育て・困窮部門に加え、これらの庁内関係部署間においても、見守りが必要なケースの共有や情報提供などの対応がとられる取組みを進めます。

イ 庁外連携

- 基幹相談支援センターや地域活動支援センターなど、包括的支援体制や地域づくりの面からも必要不可欠な関係機関との連携を強化し、相談内容や課題、地域のニーズに応じた対応を図ります。

- 高齢者や障がいのある方と多く接する居宅介護支援事業所、相談支援事業所等は、現場において高齢者等から相談を受けることが想定されます。これらの方やその家族が抱える課題が複雑化・複合化している場合、課題の全体像を把握して支援を行っていくことが必要となることから、これらの関係機関だけでなく、課題に応じて広く支援機関がかかわっていくことができるような体制づくりを進めます。

6 重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価

(1) 計画の推進体制

- 重層的支援体制整備事業の実施に当たっての大事なポイントは、関係機関や地域住民と議論を続け、包括的な支援体制のあり方や「人と人」、「人と資源」がつながっていくための考え方について共有していくプロセスにあります。

このため、代表者会議において、進捗状況や方向性を評価・確認を実施し、支援のあり方や本計画の見直しについて検討する体制を整えるとともに、重層的支援会議において社会資源の把握や開発に向けた検討を進めていきます。

また、えびの市地域福祉計画など、関係する各種計画に係る審議会や委員会の場においても、本計画との整合性を図るなどの検証を行うとともに、各種計画の改定が行われる場合には、改定内容が本計画に反映されるよう努めることとします。

(2) 評価サイクル

- 重層的支援会議において、課題を抱えた方に対する支援プランについて適切性を評価することとされていることから、代表者会議において、関係機関の関わり状態を含め、事業を総括する場を設けます。

また、重層的支援体制整備事業の効果的な実施を進める一方、制度上、必ずしも多機関協働事業等による支援プラン作成数の増加や、一定数以上作成されるとは限らないことが想定されます。また今後は、本事業を機に関係機関の連携が進むことにより多機関協働事業へつなげることなく、横の連携による支援体制が向上することも期待できることから、初年度においては連携体制や支援プランの質に着目した評価を行い、改善につなげていきます。

なお、令和2年改正社会福祉法附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されています。法の施行から5年目を迎えるに当たり、開催されている「地域共生社会の在り方検討会」における論点や方針等を本実施計画へ反映させ、より適切な評価を行っていくよう見直しを図ります。

えびの市 重層的支援体制整備事業 概要図（令和7年度～）

